

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第 97号 大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第1、議案第97号大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤館和彦君） 議案第97号大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について説明いたします。

本条例は、個人番号いわゆるマイナンバーの利用開始に向け、個人番号の利用及び個人番号を含む特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることを目的に制定しようとするものであります。

条例をごらんください。

第1条では、条例の趣旨を規定しております。

第2条では定義、第3条では町の責務について規定しております。

第4条では、個人番号の利用範囲について規定しております。第1項及び第2項において、町の条例に基づく独自事務における特定個人情報の利用について規定しております。また第3項においては、町内の複数事務における特定個人情報の利用について規定しております。

第5条では、町長部局と教育委員会との間における特定個人情報の提供について規定しております。

第6条では、規則への委任について規定しております。

なお、この条例の施行日は、法において個人番号の利用が開始される平成28年1月1日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この情報、例えばつくらない場合はペナルティーが科せられるかどうかと、それから業務の支障、そういった面についてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（澤館和彦君） お答えをいたします。

この条例は1月1日施行を目指してつくらなければ、何らかのペナルティーがあるのかというお話ですけれども、総務省の指導といったものでこの条例の施行期日を決めているわけなんです、必ずしもこれを守らなければならないというものはありません。施行時期というのは、自治体の判断で決めることができます。ただしこの解釈のところ、事実上利用が可能になる状況、直ちにこれをつくらないと支障が出るということではないんですけれども、法の解釈で要するにこの事務の内容を明らかにする、それから庁内連携ができるということを明らかにするというのは、法施行の1月1日の段階で条例をつくっておくことが望ましいということがありますので、ここをうちの判断でこれを遅らせるということをあえてする必要はないということで、ほかの自治体も参考にしながら施行期日を決めているというものでございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。（「はい、わかりました」の声あり）

芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） きょうの夕方のニュースでも「届いていない」という話があったり、被災地にはそれが結構多く見ると。大槌町の例だと14.4%という数字も、数字が実際出たのでね。全協の中でも「配布に不備があった」「戻ってきた」、それをまた訂正して送付しているような報告もあったんですが、現状として不達になっている方々の数であるとか、今どういう状況にあるのかというあたりをお聞かせください。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件でございますけれども、きょうテレビ等の報道で未交付率は14.4%ということで報道があったところです。送付につきましては、一旦戻ってきた方については随時確認の送付をしております。なので、今現時点での数字はこの数字ということでご了解いただきたいということと、戻ってきた通知カードについては適宜ご本人の手に渡るように適切に事務等は進めている状況でございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。（「了解」の声あり）

及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 連日マスコミ各社で報道されているように、なりすましの事件が多発しておるんですが、この原因をどのように把握しているのかと、それから当町ではそういうような事例があるか。それから、一番大事な個人情報の漏えいということで、個人情報を管理するセキュリティーの問題、これをどのように管理されているのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件でございますが、役場のほうではそういった問題等の報告は聞いていないところでございます。

セキュリティーの部分に関しては、総務課のほうから答弁させていただきます。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（澤館和彦君） それでは、セキュリティーの関係を私から答弁いたします。

セキュリティーに関しては、情報資産の適切な管理を町としてしなければならないということがありますので、セキュリティーポリシーというものを定めておきまして、あとはこれに従って具体的な各所属の事務手順なんていうものを定めていくという段階になっております。ここは、適切にこれからやっていこうと思っております。

それから、いち早くこのマイナンバーを使っている町民課におきましては、そこに入りできる人を制限するとかというような仕組みをいち早く取り入れたりしております。それから、個人番号を取り扱う場合の生体認証の仕組みというものを導入をいたしまして、そういったものを扱える人間を限定して漏えいを防ぐというような措置も講じているところでございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 生体認証という言葉が出ましたけれども、これは顔認証システムというようなことでよろしいのかというのと、それからセキュリティーに関しては二重、三重にかけることによって制度が高まっていくということが言われていますが、その辺もやっぱりお金をかけてもこれは個人の内情を示すものであるのと同時に、やっぱり財産というものもきちっと守られるということで考えればこれは価値のあるものだと思いますので、しっかり行政のほうで手順を踏んでやっていただきたいという要望も加えて、答弁のほうをお願いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（澤館和彦君） 生体認証に関しましては、指紋を想定してございます。

それから、セキュリティーに関してはご指摘のとおりでございます、ここに万全を期すためにお金をかけている部分もありますけれども、職員の教育といった部分についてもあわせて強化してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。阿部俊作君、壇上へどうぞ。

○8番（阿部俊作君） 私はこの個人情報について、国においては秘密保護法など国民の目をふさいで国民の情報は全てさらけ出し、またそういうことを管理しようとする、そういうふうを受け取ります。また、この番号制度によって高齢者等その扱いによっては犯罪に巻き込まれる恐れがあります。国民の立場に立てば、運用に待ったをかけたい、そういう思いで反対をいたします。

○議長（小松則明君） 賛成討論はございませんか。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第97号大槌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について採決いたします。

なお、起立採決に対しては、下村議員につきましては採決ごとの起立着席の動作の負担・負荷が極めて大きいことから、下村議員の採決につきましては起立ではなく挙手で行うことといたしますので、ご了承をお願いいたします。

では、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第98号 大槌町暴力団排除条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程2、議案第98号大槌町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） それでは、議案第98号大槌町暴力団排除条例の制定についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、条例の目的等でございます。目的に関しましては、提案理由のとおり暴力団排除を推進し、もって町民の生活の安全と平穩の確保及び町民経済の健全な発展に寄与することを目的としております。

第2条では定義として、「暴力団の排除」「暴力団等」の各定義を記載してございます。

第3条ですが基本理念といたしまして、暴力団を恐れない、暴力団に対し金品その他の財産の利益を提供しない。暴力団の威力を利用しないことを明記してございます。

第4条で町の責務といたしまして、暴力団排除に関する総合的な施策を推進する旨記載してございます。

第5条につきましては、町民事業者の責務として町が実施する暴力団排除の施策に協力する旨記載してございます。

第6条町の事務における措置として、町は公共事業の発注、物品の購入、その他町の事務について、公共事業の発注から暴力団等との密接な関係を有する者を排除するのに必要な措置を講ずる旨記載しております。

第7条につきましては、給付金について暴力団を利することのないよう、必要な措置を講ずる旨記載してございます。

第8条につきましては、公の施設における暴力団排除の旨を記載しており、町はその設置する公の施設の管理を暴力団または暴力団が実質的に経営を支配する法人等に行わせてはならない旨記載しております。

第9条につきましては、町民に対する支援といたしまして町は暴力団排除に関する活動について情報提供・指導・助言等を行うことを、第10条につきましては県への暴力団施策に対しての必要な協力、11条につきましては普及啓発の取り組みを行う旨記載してございます。

なお、この条例につきましては公布の日から施行する予定にしております。

いずれにいたしましても、今回の暴力団排除条例に基づきまして事務措置要綱の整備とともに、警察署との協定締結の取り組み、さらには暴力団追放釜石会議とも連携を深めまして、暴力団排除の取り組みを推進してまいりたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第98号大槌町暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第99号 大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例の制定について

- 議長（小松則明君） 日程第3、議案第99号大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

- 教育部長（阿部幸一郎君） 議案第99号大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例の制定についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。条例の内容でございます。

第1条では、この条例の目的を規定してございます。学校教育法に規定する大学または専修学校に在学する者であって、意欲及び能力が高く、経済的な理由により就学することが困難な者に対し、奨学金の貸与を行うことにより有為な人材の育成に資することを目的とする。

第2条、財源につきましては、大槌町奨学資金貸与基金を運用するものでございます。

第3条、奨学金の貸与を受けることができる者は、岩手県立大槌高等学校を卒業した者、または大槌町に住所を有し町外の高校を卒業した者のうち、大学等に就学する者で各要件を満たす者としてございます。

第4条は、奨学金の種類は就学資金及び入学一時金とし、貸与の額は規則で定めるものとしてございます。

第5条では貸与の条件、第6条では貸与の申請、第7条では選考委員会の設置について規定してございます。

第8条奨学金の決定につきましては、奨学金の貸与を受ける者は選考委員会の答申により町長が決定するものとし、就学資金の貸与者は5人以内、入学一時金の貸与者についても5人以内とするものであります。

第9条では奨学金の償還、第10条では奨学金猶予について規定してございます。

次のページをお願いいたします。

第11条では償還免除について規定してございます。町長は、奨学金が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の全部または一部の償還を免除することができることとし、特に（3）でございますが大槌町内に居住し、就業していると認められる期間が規則で定める期間に該当するときは免除できるとしてございます。

第12条は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

なお、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まず、この条例につきましてはすごくいい条例でございますので、賛成はします。その中で若干お尋ねしますけれども、まずこの提案理由の中にあります経済的な理由というのが冒頭書かれています。今回のこの東日本大震災で被災された方々は、皆さん経済的に困っていると言っても過言じゃないのかなと思います、住宅再建とかいろいろありますから。その中で、提出書類に例えば何か数値的な証明書なんかを求めていくのか。例えば保護者の所得証明書とかあるいは預金、借入金の証明書なんかを求めていくものなのでしょうか。そこら辺、どのような物差しで経済的な理由の判断というところを選考委員の方々に判断していってもらえるのかというところを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 詳細につきましては規則、要綱等で定めることとしてございますが、ここの理由の中の特に経済的な理由を重視するものとすれば、入学一時金の内容についてはその理由を一番重視したいと考えてございます。その他、就学資金につきましてはあくまでも本人の意欲を重視するというので、今検討してございます。

なお、議員ご質問の関係書類につきましては、申請書の段階で内容については精査して、選考委員会のほうに町教育委員会事務局として一応資料は提出したいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

そこで、従来の貸付基金の利用者がまず残高で2.4億円、そしてまた昨年度実績を見ますと、高校生を含めまして大学院生まで17人の方々が利用されている従来の制度であ

りました。恐らくこの制度が決まると、結構今高校3年生をお持ちの保護者さんなんか  
も、この間新聞に載った関係で結構この事業を注目しているようです。ですので、申し  
込みなんかも殺到することが、まず予想されます。そこで、従来の貸付金事業もある中  
で、これはどちらか一つを選んだ場合は二つ併用できないということによろしいですよ  
ね。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 重複しての奨学金貸与については認めてございません。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。そしてまた、現在償還されている方々もおるわけ  
ですね。その方々にも、まず経過措置ということで同じような取り計らいをするという  
ものが、この間の全員協議会の中で示されております。

そこで、恐らく今償還している方々も地元に戻ってという方々もいると思うんです。  
ですので、今償還している方々もこの経過措置の中で該当者が出てくると思うんですけ  
れども、そのような方々にこの制度、猶予期間があったり減免措置があるというものを  
どういうふうに周知していくのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 現在行われております奨学資金につきましては、毎年納付  
書を送付してございます。その際に一応今回の経過措置、既存の奨学金を現在償還して  
いる方々の経過措置については、関係リーフレットについて作成した上で送付したいと  
思います。

○議長（小松則明君） その他、質問者。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 一つお尋ねします。

大学を卒業して償還になった場合、就職した会社が倒産等によって返還できない、そ  
うしたときには私今やっているのは加算金ということで、元金以上に払っている状況な  
んですけれども、そういった減免措置等はどのように考えていますか。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 議員ご質問のとおりいろいろな事情で、一応縛りとすれば  
10年以上居住するということが前提でございますが、例えば今おっしゃったように会社  
が倒産等により離職をやむを得なくせざるを得なくなったようなケース、それからあと  
は結婚したような場合に例えばやむを得ず転出しなければいけなくなった、そういう理

由等々の関係はいろいろこれから出てくると思います。一応事務局の中では、いろいろなケースについては内部で協議はしましたが、これらにつきましては毎年この奨学金を確定する上で選考委員会をかけますので、その際に奨学金の猶予についても個別に協議してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 今東梅議員もおっしゃったとおり、大変いい制度だなというふう  
に思って見ておりました。まず目的は、優秀な人材を育成するということと、それから  
定住人口をふやそう、この大きな2点だと思われませんが、この定員なんですけれども5  
名ということで、一時金に関しては30万円、そして月額5万円ということで、県のほう  
の奨学金制度は段階があって3万円・5万円・10万円でしたっけ、そういう形で収入と  
か返済の見込み、そういったものを加味して段階をつけているというような状況がある  
と思いますけれども、そういうところも町のほうも少し段階的なそういう制度変化とい  
うものを考慮したほうがいいんじゃないのかというのがまず一つ。

それから、なぜ5名にしたのかというところで、できれば窓口を広げて、例えば10名  
なんていうことになれば、例えば10年間で100人になっていくわけですから、そうす  
ると10年間に100名がここに定住することになると、人口がさらにまた拡大していくとい  
うようなことも考えられるし、もし余裕があるのであればそういうことも検討材料に入  
れて、今後の課題として検討されたらどうかというふうに思うんですが、いかがでしょ  
うか。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 今回のそれぞれ5名ということにつきましては、実はこれ  
も教育委員会及び役場のほうと、役場の中でもいろいろ協議した定数でございます。一  
応これは高校2年のときに選考委員会にかけられる形になるので、そうすると例えば大学4  
年間とすれば5年後の進学、就職が可能かどうかということの選考になりますので、こ  
の段階ではとりあえず限度として5名ということで、恐らくこの5名が認定されたから  
といって、実際に大学を卒業したときに本人の意思であれば、例えば県外・町外でも自  
分の進みたい道があるということになれば、必ずしもその方々が戻ってくるとは限りま  
せんので、一応それらも踏まえた上でとりあえず5名というリミットを策定してござい  
ます。

あと金額につきましては、入学金の30万円及び就学資金の月額についても、あくまでも「以内」ということで設定してございます。今申しましたとおり、5年後・6年後にもし仮にこの条件に当てはまらない場合には申請ができなくなるというケースになりますので、そうすると当然奨学金については返済してもらう形になりますので、申請の段階でその金額については申請者と協議してまいりたいということです。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） この話、今のこの条例については本当にいい条例だとは思いますが。ただ、生徒さんたちを平等に扱う意味でもすごくいいことだけれども、このことを利用して地域に子供たちが奨学金を地元にいれば払わなくてもいいというやつで、就職すればね。そういうことで、人口を抑えることができると思いますか。私はそこを言いたいですよ。それについて、町長。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） あらゆる施策をつくっていかなくちゃならないと思います。先ほど5名という形ですから、現実的に考えた場合本当にその5名が戻ってくるかということになるかとは思いますが、そういう道をしっかりしていかないと、なかなか定住は進まないだろうと思います。これで5名の方々が全部というわけではありませんので、定住化に含めてはこれは一つの手段だということですから、さまざまな形で子供たちが帰ってくる、そういう状況をつくっていきたいと思っていました。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） まさしくそのとおりで、門戸は広く見て、例えばこれについても5人の奨学生が出たとき2人でも戻ってくれば、それは大槌町にとってみればいいと思います。こういうお金のことからだけだけれども、この奨学生のことだけでなくそれ以外にもぜひ進めていただきたいと思います。要望として、終わります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今同僚議員の話を聞きながら思ったところもあるんですが、やはりこの5名というところにどうしてもひっかかりがあって、例えば経過措置もありながら運用していくとなると、いずれ5年後の話、6年後の話となっていくときに、初年度だと経過措置の人数を含めて5年なのか、それとも初年度はこの限りではないとか、規則のつくり方とか変更もあると思うんですが、いずれは5人になるけれども、今ここで皆さんが言っているように「いい条例だ」といった中で、今の3年生も今の2年生も、

あとは今の奨学金を使っている人たちにも門戸を広げるような答弁だったので、5人という規定がなれていってから5人で、初年度はこの限りではないというふうに規則のほうでやってほしいということと。

あと、今答弁聞いていて思ったんですが、5人借りたから5人戻ってくるわけじゃないとしたらですよ、そうしたら門を広げておくほうが、とにかく呼び込む確率という変な話だけれども定住人口を確保するという意味ではいいのかなと。ただ学びの世界なので、ふるさとに戻ってきたいと思ってこの学校に行ったけれども、別な世界が開けてきたという子供たちもやはりあるかと思います、それが悪いということではないので。ただ地元に戻ってきたいと思ってこういう勉強していくんだという意欲は、ここの目的にもあるとおりに買ってあげなくてはいけないと思うので、そこら辺の最初の運用の仕方とか、1年とか2年の経過措置のあり方とかという意味で、やっぱり5人というところにひっかかりがあるんだと思いますけれども、そこら辺いかがですか。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） この条例、今年度1月1日から施行するというので一応スタートする最初の制度でございます。5名につきましては、とりあえず当面はこの5名ということで進めて、今議員おっしゃったとおり今後についてはその都度少し協議してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） どうしても5名ってやってしまうと、規則をつくるのは皆さんなので、5人が頭打ちになってしまう。じゃあ、6人とか7人来たらどうするんだと。みんながそれぞれ要件満たしているときに、切るのかという話になっちゃうんですよ。だから私が言いたいのは、せっかくいい条例でスタートするときに、8人来たから3人切ったというふうに、何のためにじゃあその選考があつて、切られた人と採択になった人とどうなんだという話になっちゃうので、やっぱり最初は門を広げてきちっと説明をしていくべきだと思いますけれども、再度答弁を求めます。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） この奨学金につきましては貸与した後償還が12年と、一応要項の中では定めております。ただし、選考するに当たっては10年間居住することが前提でありまして、うちの町内に。町内の企業に就職という縛りはございませんが、町内に10年間居住して就労するというのが建前でございます。一応今の5名ということに

つきましては、例えば申請の段階で恐らく件数が、まだ想定の間隔ですが申請件数が多分多くなるやもしれませんが、あくまでも選考の間隔では本人の意欲を一番重視したいと思っております。どういうふうにして、将来的に学校を卒業して戻ってくるかということを中心とした上で、選考委員会のほうには選考をお願いしたいと思っておりますので、とりあえず条例制定に当たりましては今回5名ということで進めたいと思います。

○議長（小松則明君） 今の部分は当局側、答弁には達していないと思っておりますけれども、そのほか当局側で付随する答弁はございますでしょうか。財政課長。

○財政課長（岡本克美君） この資金はこれは奨学資金を活用して、今回の奨学資金の免除条例等財政課のほうでも教育委員会と相談しながら、今回の部分を進めてまいりました。今回の資金なんですけれども、今決算書には2億4,000万円ほど奨学資金が運用されております。今回の免除の部分に関しては、実は1億2,000万円を想定しております。この1億2,000万円につきましては、震災後大槌町の子供たちのためにということで2名の方から多額の寄附をいただいた資金を活用することとしております。この1億2,000万円を10年間にわたってこの事業に活用していく。そして、2億4,000万円のうち1億2,000万円は通常の奨学資金に充てなければなりませんので、何もこっちのほうの今回つくったほうばかりに重点を置くと、今度は通常の分が割を食ってしまうというか、そういう状況になってしまいますので、長くそして均等な年数をこの事業を運営していくために5名ということを試算して、シミュレートした結果でございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 10年間シミュレーションして割返していくと、5名が適当な人数ではないか、それは承知しました。ただ、せっかくいいものをつくって、意欲も同数だ、成績を見たら同数だ、じゃあ何を基準に、親の収入で最終的には変わるのかというふうになっても、何かちょっと違うような気がします。10年間平均的に行くと、そのようになる。子供の数が減っていったり、いろいろなことを鑑みると、どうしても最初は人気条例だから多くなってというふうな感じも想定はされるので、初年度の運用に関しては鋭意、答弁は求めません、鋭意検討をしながらセレクションをしていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 下村義則君。

○2番（下村義則君） 私も長男が大学に進むときに、借り入れをしております。それで、この条例は新しくできる条例だと思うんですけれども、私が借りたのは七、八年前から

いなんですけれども、それを私今五十ウン歳なんですけれども、70歳まで払うということでやっています。それで、今納付書ですか、それが毎年送られてくるんですけれども、どうしてもそれをちょっとなくしてしまったこともあるので、できればそれを引き落としにできないものかが、まず1点。

あと、大槌町とある団体さんのほうから借り入れたんです、大学さ行かせるために。そして、たまたま息子が働くようになって、それをまず滞納したと。そのときに、保証人ってつきますよね、連帯保証人なんですか。そうしたら、私のほうに一旦「滞納になっていますよ」という連絡が来ればよかったんですけれども、来ないで直接保証人のほうに行ってしまったんです。そうしたら、その保証人さんは震災で亡くなっていたんです。そうしたら、残された奥さんが何とか私の連絡場所を調べて、「これ、どういうことですか」ってもう怒ってきました。

だから、そういうことの配慮も、これからこういうのをつくるのであれば、例えば連帯保証人とかつけると思うんですけれども、まず契約した親のほうに連絡とってから、それから保証人になっているほうにまず親のほうから行くような、そういう流れをつくってほしいと思うんですけれども、それについてお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 下村議員、まず質問の内容なんですけれども、それは個人的な質問か、そういうものに対しては最初こういう議題があったときに、個人的に各課に相談するなりして、それから納得いかない場合この場所でという質問の内容だったら助かると思っております。

今回については、答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 議員ご指摘のまず1点目、納付書の関係でございます。これにつきましては、さきの全員協議会、あとはその前段でも澤山議員さんのほうからもご指摘がございました。システムの変更がちょっと必要だということで、実は前向きにこれについては検討してございます。予算についても、システム改修費用の予算を今回計上する予定でございますが、恐らくもしそれが可能であっても平成28年当初からはちょっと難しいというのが今の解釈で、平成28年度中に何とか口座振込ないしは口座引き落としができるように前向きに検討したいと思います。

それから、連帯保証人関係につきましては、今回の制度に当たっては連帯保証人2名をつけていただきますが、そのうちの1名はあくまでも保護者ということでございます。今現在もそうなんです、一応滞納等があった場合には第一に保護者の方に町のほうの

資金については連絡を取って調整を図ってございますので、今後もこれについては議員のご指摘のとおり奨学資金についても保護者に最初に相談したいと思います。

○議長（小松則明君） その前に、まずこれは下村議員の質問に対しては、下村議員家族だけでなく大槌町民いろいろな部分でかわりがあるということで、町当局にはその部分に対して対処、いろいろな部分に対しては温かく対処するようによろしく願いいたします。

及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 最後にちょっと素朴な疑問なんですけれども、この貸与期間中に町外に出ていってしまった場合、これ借りたお金を全額返済するのかどうかという問題が一つ。それから、公務員が対象外になっているのはどういうことなのかという2点。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） あくまでも高校2年のときに選考はかけますが、最終的には大学等を卒業した後に現実に町内に居住して就労した場合の前提で、正式な申請等の手続は図ることになります。もちろん、その段階で住所地が町内になれば申請できませんので、奨学金については全額通常の奨学金と同じように返済してもらうという形になります。

それから、公務員につきましてはいろいろ検討しましたがけれども、これは一応基金とはいえども公金になりますので、内部で協議した上で公務員及びアルバイトについては対象から除外したいと思っております。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） いずれにしてもこの奨学生のこのお金については、今の質疑を聞いていて例えば連帯保証人の問題が出てくると、そういったとき連帯保証人が親だと。例えば、学校を出すために金がかかるというので、大きな理由とすれば経済的な問題があると。そうしたときに、経済的な問題があるんだけど、実際は金銭のことなんで、その家に入ってくる所得っていうのは決まっているわけだね。そうしたとき、その所得以外の例えば資産とか何かは持っているわけだ。そういう人もあると思うんです。そのときに、この奨学生選考委員、この人たちはどこまで考えてきちっと調べてやるんだか、その辺をきちっと行政のほうでも指導しながら対応していかないと、いいものほどこまでもいいというような状態になりますので、町民を平たく見たときにそういう全てのことを鑑みながら選考委員には当たってもらいたいと思いますが、どうですか。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 提出書類につきましては、規則の中及び要項で今検討して  
ございます。提出する書類の中には、もちろん誓約書なりあとは住民謄本等も必要です  
が、保護者の方の所得及び資産及び納税証明については、これは添付することで規則の  
中では今検討してございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第99号大槌町まち・人づくり奨学金貸与条例の制定についてを採決いた  
します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

○

日程第4 議案第100号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第100号大槌町町税条例等の一部を改正する条例  
についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） それでは、議案第100号大槌町町税条例等の一部を改正する  
条例についてをご説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開きください。

第1条大槌町町税条例の一部改正中第8条については、徴収の猶予をする場合及び徴  
収の猶予期間の延長をする場合に、分割して納付させることができることを定めるもの  
であります。

2ページ中段からの第9条については、徴収の猶予及び猶予期間の延長の申請手続を  
定めるものであります。

3ページ下段からの第10条については、職権による換価の猶予及び猶予期間の延長を  
する場合の手続等を定めるものであります。

4ページ中段からの第11条については、換価の猶予及び猶予期間の延長の申請等につ  
いて定めるものであります。

5 ページ中段からの第12条については、担保の徴取を不要とする基準を定めるものがあります。第18条及び第26条については、地方税法等の記述の改正であります。

6 ページから 8 ページにかけての第 2 条大槌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正中、第 2 条、第37条の 2、第63条の 2、第85条の 2 及び第125条の 2 並びに改正附則第 1 条については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う法人番号の規定の整備であります。

8 ページ下段以降の附則については、第 1 条は施行期日、第 2 条は徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置の規定であります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第100号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第 5 議案第 101 号 大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第 5、議案第101号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、第 2 条定義の条項の中に第 5 号を追加し、電気通信事業者等についての定義を定めるほか、第 4 条貸付等を受ける者の条項の中の第 3 号に電気通信事業者を追加し、第 3 号を第 4 号に改めるものです。

また、第15条禁止事項の条項の中に第 3 項として、「第 2 項及び前項の規定にかかわらず、電気通信事業者に対して転貸及び貸与等を行う場合はこの限りではない」という項を追加するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第101号大槌町防災集団移転促進事業に係る宅地の貸付及び譲渡に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は可決されました。

○

日程第6 議案第102号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第102号大槌町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、第5条入居者資格の条項の中における、「及び福島復興再生特別措置法第20条」を、「並びに福島復興再生特別措置法第27条の規定する特定帰還者及び同法第39条」に改めるとともに、第7条入居予定者の選考の条項の中の第5項の条文中に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条第1項第5号に規定する帰国被害者等」を追加するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第102号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第103号 町道の路線認定、廃止及び変更について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第103号町道の路線認定、廃止及び変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回ご審議いただく路線は、新たに認定する6路線と終点を変更する1路線です。

別紙をお開きください。新たに認定をお願いする3路線についてご説明申し上げます。路線番号2108号、路線名辺地ヶ沢12号線、起点は大槌町大槌第15地割字辺地ヶ沢95番267、終点は大槌町大槌第15地割字辺地ヶ沢95番15です。

路線番号2109号、路線名沢山14号線、起点は大槌町大槌第23地割字沢山46番5、終点は大槌町大槌第23地割字沢山45番11です。

路線番号2110号、路線名沢山15号線、起点は大槌町大槌第23地割字下野61番1、終点は大槌町大槌第22地割字下野29番3です。

次に、全部廃止する路線についてご説明申し上げます。路線番号2053号、路線名新港町8号線、起点は大槌町新港町276番、終点は大槌町新港町30番です。

次に、一部廃止する路線についてご説明申し上げます。路線番号208号、路線名沢山迫又線、起点は変更ございませんが、旧地名であった大槌町大槌第24地割76番地1を現在の地名大槌町安渡1丁目176番1に改め、終点部分を廃止し、大槌町大槌第24地割115番25を大槌町大槌第23地割字沢山59番1に変更するものです。

最後に、終点を変更する路線についてご説明申し上げます。路線番号1013号、路線名大ケ口住宅1号線の終点を大槌町大ケ口1丁目180番167を、大槌町大ケ口1丁目180番16に変更するものです。

同じく路線番号2102号、路線名大槌学園線の終点を、大槌町第23地割字沢山71番1を、大槌町大槌第15地割字迫田48番4に変更するものです。

位置につきましては、認定路線図、路線廃止図、路線変更図を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確認なんですけれども、この2108号をちょっと教えてください。

あそこは、たしかみどり幼稚園さんが奥のほうにあって、手前が大槌日産さんのところですか。まず、そこを確認します。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 辺地ヶ沢12号線になりますけれども、そこは今議員がおっしゃったとおり位置的にはみどり幼稚園さんに隣接する土地になります。その土地については、三陸沿岸道路の代替用地として住宅の宅地造成をするために、路線認定のほうがまず先に必要だということで、今回路線認定をお願いしているものでございます。その土地の道路部分については、土地の所有者のほうから寄附をいただくこととなっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。今はまだ認定前ということで、土道路のままの状態なんです。そこで、あそこにたまに行くんですけども、どうもどこがまず公道でどこが私のところなんだかというところ、ちょっと曖昧なんです。ですのでこれが認定されると、例えばアスファルト舗装なんかもしてちゃんとみんなからわかりやすいようになると思うんですけども、そこら辺も含めて今後認定した後の舗装工事等も含めた説明をお願いしたいと思うんですけども、わかりやすいかな。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 現在の段階では、認定した後の道路の整備の方針等までまだ定まってはおりませんが、ほかの地域のほうで昨年度寄附いただいた路線等もございます。最終的には舗装等とか道路側溝等をつけないと、不便を強いられることとなりますので、その辺のほうについては今後見ていくというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第103号町道路線認定、廃止及び変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時56分

○

再 開

午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

日程第 8 議案第 104 号 平成 27 年度大槌町一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第 8、議案第 104 号平成 27 年度大槌町一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） それでは、議案第 104 号平成 27 年度大槌町一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入。

9 款地方交付税 1 項地方交付税、補正額 2 億 2,294 万 1,000 円は、震災復興特別交付税であります。

11 款分担金及び負担金 2 項負担金、補正額 363 万 1,000 円の減は、第 2 子無償化に伴う保育料の減であります。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額 4,183 万 2,000 円は、保育単価の改定に伴う保育所等運営費負担金等であります。

2 項国庫補助金、補正額 1,540 万円は、被災地域情報化推進事業補助金及び子ども・子育て支援交付金等であります。

3 項委託金、補正額 1,300 万円の減は、事業費精査に伴う緊急カウンセラー等派遣事業委託金の減であります。

14 款県支出金 1 項県負担金、補正額 2,108 万 8,000 円は、保育単価の改定に伴う保育所等運営費負担金等であります。

2 項県補助金、補正額 1,471 万 5,000 円は被災地福祉灯油等特別助成事業費補助金及び水産業共同利用施設復旧支援事業補助金等であります。

17 款繰入金 2 項基金繰入金、補正額 7 億 3,306 万 5,000 円は、ふるさとづくり基金繰入金及び東日本大震災復興交付金基金繰入金等であります。

18 款繰越金 1 項繰越金、補正額 1,846 万 3,000 円は、今回の補正に伴う一般財源であります。

19 款諸収入 4 項雑入、補正額 1,662 万 7,000 円は、花輪田地区集会施設整備事業に伴う公益財団法人国際開発救援財団補助金等であります。

20款町債 1 項町債、補正額3,940万円は、じんかい収集車購入に伴う大槌町リサイクルセンター整備事業債及び（仮称）放課後子ども教育センター整備事業債であります。

2 ページをお開きください。歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額1,991万9,000円は、ふるさと納税特産品事業委託料及び花輪田地区集会施設設計業務委託料等であります。

2 項徴税费、補正額720万円は、地番図データ異動更新業務委託料であります。

4 項選挙費、補正額43万2,000円は、選挙権年齢の満18歳への引き下げに伴う選挙人名簿システム改修業務委託料であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額2,716万2,000円は、福祉灯油助成事業及び障害者自立支援給付費等であります。

2 項児童福祉費、補正額1,739万1,000円は、保育単価の改定に伴う保育所運営費委託料等であります。

4 款衛生費 2 項清掃費、補正額2,157万9,000円は、じんかい収集車 2 台の購入に伴う機械器具費等であります。

6 款農林水産業費 2 項林業費、補正額44万6,000円は、原木しいたけ新規参入支援事業費補助金であります。

10款教育費 2 項小学校費、補正額2,091万円は、沢山地区に整備する（仮称）放課後子ども教育センター用地買収費等であります。

3 項中学校費、補正額1,341万円の減は、事業費精査に伴う放課後等学習支援活動事業委託料の減等であります。

15款復興費 1 項復興総務費、補正額5,694万9,000円は、浪板地区防集団地のテレビ難視聴対策に係る被災地域情報化推進事業業務委託料及びFM放送アンテナを整備し、ラジオFM放送の難聴対策を図るFM放送施設整備工事等であります。

2 項復興推進費、補正額3,768万6,000円は、沢山地区幹線道路整備事業に伴う移転補償金等であります。

4 項復興農林水産業費、補正額 8 億2,793万5,000円は、水産業共同利用施設復興整備事業補助金等であります。

6 項復興土木費、補正額1,317万1,000円は、低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業補助金であります。

7 項復興都市計画費、補正額1,820万円は、復興事業に伴う I R U 光ケーブル視聴移

転工事等であります。

8 項復興用地建築費、補正額180万円は、町道筋山1号線改良工事に伴う電柱等の移転補償金であります。

12項復興支援費、補正額4,953万円は、東日本大震災津波身元不明者納骨施設建設工事等であります。

3 ページをお開きください。

第2表繰越明許費。追加。款・項・事業名・金額の順に読み上げます。なお、款項の名称が同じ場合は、省略いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、花輪田地区集会施設整備事業1,010万円、仮設住宅協聴施設部分撤去事業788万4,000円。

4 款衛生費 2 項清掃費、大槌町リサイクルセンター整備事業、じんかい収集車購入1,993万7,000円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、小鉾線道路改良事業9,750万円、社会資本整備総合交付金事業（復興枠）5億6,000万円。

10款教育費 2 項小学校費（仮称）放課後子ども教育センター整備事業600万円。

15款復興費 1 項復興総務費、情報通信基盤災害復旧事業6,275万4,000円。9 項復興防災費、桜木町避難路等整備事業1億3,188万8,000円。12項復興支援費、東日本大震災津波身元不明者納骨施設建設事業4,953万円。

事業の進捗等により工期が翌年度に及ぶため、繰越明許費を設定するもの9件であります。

4 ページをお開きください。

第3表債務負担行為追加、事項、期間、限度額の順に読み上げます。

一般廃棄物収集運搬業務委託料、平成27年度から平成32年度まで、2億7,204万円。

防災集団移転促進事業沢山団地造成業務、平成27年度から平成28年度まで、3億7,476万1,000円。

5 ページをお開きください。

第4表地方債補正追加、記載の目的、（仮称）放課後子ども教育センター整備事業、限度額1,950万円。起債の方法、利率償還の方法については、当初予算と同様ですので省略いたします。

6 ページをお開きください。

変更、起債の目的、大槌町リサイクルセンター整備事業、補正前限度額1,150万円、補正後限度額3,140万円、起債の方法、利率償還の方法については、補正前と同様ですので省略いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入る前に議員にお願ひいたします。ページの右の欄、説明に関する事項のみが質問できることですので、ご承知置き願ひます。

質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行します。

4ページ、第3表債務負担行為補正、追加。進行いたします。

5ページ、第4表地方補正、追加。阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 地方債補正ということで1,950万円出ておりますが、この起債の充当率はどのくらいになっているのか。それとどのくらい交付税措置されるのか、その辺をお伺ひします。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） 今回の補正、歳出のほうに計上してございます（仮称）放課後子ども教育センターの用地買収費に係る起債でございます。過疎債を予定してございます。充当率は10分の10、交付税の参入は70%、後年度元利償還金の70%が国から公布される予定でございます。

○議長（小松則明君） 阿部義正君。

○12番（阿部義正君） 今後まちづくりが本格的になってくると思います。そういった中で、こういう地方債の増加額が懸念されてくると思いますが、町長も財政の健全化とよく言われておりますが、財政健全化をどのような形で行財政運営していくか、その辺町長からお伺ひします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） やはり建物を建てておきますと、建てるときにはさまざまな財政的な措置がされますけれども、その後のランニングコストもしっかり考えておかなきゃならないと思います。しかし、やはり必要なものはしっかりと建てていくことが必要だと思います。これからもしっかりと財政状況を見ながら、そしてランニングコストも見ながら、そういうことをしっかりと見ながら全体の中で事業を進めてまいりたい、こう考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

6 ページ、変更。進行いたします。

9 ページ、歳入。9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

11 款分担金及び負担金 2 項負担金。進行いたします。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行いたします。

2 項国庫補助金。進行いたします。

3 項委託金。進行いたします。

10 ページに入ります。

13 款国庫支出金 3 項委託金。進行いたします。

14 款県支出金 1 項県負担金。進行いたします。

2 項県補助金。進行いたします。

17 款繰入金 2 項基金繰入金。進行いたします。

18 款繰越金 1 項繰越金。進行いたします。

19 款諸収入 4 項雑入。進行いたします。

20 款町債 1 項町債。進行いたします。

歳出に入ります。

2 款総務費 1 項総務管理費。芳賀 潤君。

○13 番（芳賀 潤君） 情報化推進費の光ケーブルという活字の中で、少しお尋ねいたします。

きのうの澤山議員の一般質問があったので、非常にタイムリーかなと思って、余りずれるようだったら議長の中止をお願いしたいんですが。きのうの総務課長の答弁の中で、難視聴地域はケーブルがあって、良視聴地域は光ケーブルがあって、その光ケーブルを利用すればインターネット回線を通じてテレビで議会も見れるんだよという話があった。ところが、一般的にインターネットというとすぐパソコンに行ってしまうんですが、回線でテレビでというその技術的なところもあると思うんですが、その具体的なところを町民の皆様にお知らせしたほうがいいと思いますし、あとは具体的に例えばテレビが良好に映っている良視聴地域において回線を引いて「議会を見たいんだ」といったときにかかる経費、例えば私が「見たい」と言ったときに私が幾ら程度負担すればそれが可能になるのかということについて答弁願います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（澤館和彦君） お答えをいたします。

光ケーブルを利用して、ケーブルテレビで流しているような番組を良視聴地域、テレビが見えるところに映すというサービスを今検討しているところなんです、今そこでこれは民間のサービスでございますけれども、テレビにインターネットのケーブルをつなぐだけでその番組を見れるというサービスが提供されているものがありまして、その中でケーブルテレビの番組を実際としてチャンネルを設けて、そこで提供していくということが考えられる、可能性としてはあるということでもあります。

そこで、実際にかかる費用ということでございますけれども、これは各戸にインターネット設備をそれぞれが用意しなければなりませんので、引き込みの費用等で自己負担は3万円、これを超す分については町の補助がありますので、自己負担3万円はかかります。それから、これはネット環境を整備することですので、月々のプロバイダー料金であるとか、そういったコストがかかってまいります。これを見ますと、ばらつきはあるんですが大体四、五千円かかる、月に四、五千円ですね、これだけかかるということになってきます。

それから、これは自治体のほうでもそれを放送するための準備というのが必要になりまして、初期費用として大体500万円以上はかかるというふうなことが言われております。それからランニングの部分で、自治体が負担する部分が60万円、ですのでコストのほうはそういう状況になっております。以上です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ありがとうございます。自己負担3万円で、月々プロバイダー料金四、五千円払えば見れるような環境はできますというようなことですよ。それを議会中継をするとなると、ちょっと設備で町のほうの初期投資もしないといけないから500万円、きのう言ったように2割しか見れていない。例えば議会の話だけしますけれども、2割しか見れていない環境があつて、それを普及しようと思ったらこういう方法があるんだということで、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。そうすれば、自己負担は伴ってもその程度であれば見たいんだとか、ただし今度は議会中継だけではなくて、町の情報ですよ。確かに議会も大事ですけども、きのう言っていた高齢者が特にも活字だけではなかなか見苦しいというものを目から情報を入れたり、耳から情報を入れたりすることによって町の情報が収集できるとしたら、そのようなことで情報化推進を図る必要性はこの地域にとっては重要だと思いますけれども、いかがでしょう

か。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（澤館和彦君） おっしゃるとおり、これ議会中継だけを見ようとするのにかかるコストとしては多分見合わなくて、中身の充実というのを図っていかなきゃならないという部分もあると思います。ですから、一つは先ほど申し上げた行政のほうでもある程度大きなお金ですね、これ安くはないお金です。これをかけてやるかということもありますけれども、例えば一切お金をかけないでユーストリームであるとかユーチューブであるとか、そういった映像コンテンツを流すというサービスを利用すれば、これはテレビだけというわけにはいきませんが、提供が可能ということもありますし。

いずれにしても、そういったコストの面と利用者のニーズがどこにあるのかといった面、その辺を見極めながら今後のあり方というのを検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。

東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この企画費のところ、花輪田地区集会施設設計業務委託料のところでお尋ねをいたします。

花輪田地区に新しく集会施設が建設されるということで、大変喜んでおります。ただ、建設される場所なんですけれども、ちょうど住宅の反対側の山になるという部分で、実は山側のほうには歩道がないんですね。実際に集会施設ができて、「いざ利用します」ってなったときに、安全に利用するためには当然目の前に歩道があれば一番いいんでしょうけれども、なかなか歩道が信号機がある側、ローソン側にあるところ、それから花輪田地区、小鎗の上流域に上がっていった約100メートルくらい行った上流のところに歩道があるという形で、その集会所に行くにはどちらかを利用するという形にならざるを得ない。そうなったときに、山側のほうに歩道がないという現実があります。この辺の解消まで含めて設計はなされるのかどうか、その辺お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 今回の集会所設計整備の関係につきましては、歩道整備まで含んだものではございません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） であればなおさらのこと、安全に利用する集会施設とするために、

歩道の設計も含めてやる必要があるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 済みません。花輪田の集会施設の場所なんですけれども、確かに花寺線の山手側のほうにつくられるというところまでは認識していたんですけれども、具体的にその場所までちょっと私のほうで把握し切れておれませんが、申しわけございませんけれども今まだ歩道のところまでは検討はしていない状況でございます。いずれ関係課等と調整しつつ、またその地形等これから見ていって、歩道の整備等が可能であるとか可能でないとか、あとそのほか横断する手段がどうなのかとか、その辺検討する必要性は今後進めてまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 議員ご指摘のとおり、安全性確保が大変厳しいなとは思いましたが、現地は見ていますので。それにつきましては、先ほど計画上のものでありますから、渡っていくときにやはりどうしても遠いので、その辺についてはちょっと担当課含めて、地域の方々を含めて安全確保ということで検討してまいります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ花輪田地区ではワークショップを何度も開いて、あの場所をぜひお願いしたいということで、集会所ができることになりました。その中で一番の問題点は、いかに安全にあの場所に行けるかということが重要な事項になって、問題点ともなっておりました。ただ、集会施設ができるということで大変喜んではいったんですが、よくよく考えてみたら反対側に歩道がない。さて、安全に利用する場合にどうしたらいいんだろうって、問題点が出てきたという部分ですので、ぜひこれは集会施設ができて、完成の落成される際には歩道が設置されていて、安全に利用できるんだよというところでやっていただければ大変ありがたいなと思いますので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

○議長（小松則明君） 進行いたします。私皆様のお顔を拝見して、また議事に戻ろうとすると老眼がありまして、なかなか言うこともまごつくこともありますので、ゆっくり進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

2項徴税费。進行いたします。

4項選挙費。進行いたします。

次のページに入ります。3款民生費1項社会福祉費。進行いたします。

2項児童福祉費。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） お尋ねいたします。

右欄のほうに子育ての交付金であったり、保育対策促進事業補助金、延長保育事業のマイナスだったり、処遇改善でマイナスだったりというふうにマイナス計上ですけれども、この要因についてお聞かせください。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件でございますけれども、今年度から子ども・子育て支援制度に伴いまして国県の補助金の体系が変わっております。ちょっと、今の時期・段階で国からの補助金等が示された関係で、町の科目等の修正を行っておりますゆえに、こういった表記の予算書の計上になってございます。以上でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

4款衛生費2項清掃費。進行いたします。

6款農林水産業費2項林業費。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） このシイタケの補助金なんですけれども、先日の一般質問でも若干触れましたけれども、まず6年以内の新規栽培者がいた場合該当になる事業がありますよということで、この事業になっていると思うんですけれども、詳しい事業の内容についてまず説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） シイタケの生産に携わることになりましてから6年目以内の方がいる任意の生産組合等を対象といたしまして、県が3分の1、それに町が6分の1を足しまして、トータルで2分の1の補助をするということでございます。ただ、購入するに当たっての対象事業費限度額というものがございまして、こちらが89万1,000円の2分の1という形になりまして、44万6,000円の予算という形で計上しているという内容でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 先日の一般質問でも言いましたけれども、購入原木の高騰、あるいは全農の種駒補助の打ち切り等々の状況の中で、この44万6,000円をどこの部分に補助するのか。例えば購入原木の補填にするのか、あるいは種駒か。種駒ですか、わかりました。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

14ページに入ります。10款教育費 2項小学校費。進行いたします。

3項中学校費。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ここの教育振興費のところで、国県支出金のマイナス1,371万円、この委託料が減額になった理由は何だったのかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 教育部長。

○教育部長（阿部幸一郎君） これ、歳入のほうでも緊急カウンセラー等派遣事業で減額してございますが、ここで計上している1,371万円の減額は講師報酬等、事情によりまして予定していた講師の方が来られなかったこと等々も含めての予算の調整でございます。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

15款復興費 1項復興総務費。進行いたします。

2項復興推進費。進行いたします。及川 伸君。

○10番（及川 伸君） 済みません、議長。見落としていたんですが、総務費のことをちょっとお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 進行しましたので、及川議員。

○10番（及川 伸君） だめ、一つ前だよ。簡単に。

○議長（小松則明君） 簡単に、わかりました。

○10番（及川 伸君） ありがとうございます。

2項の情報化推進費、いいんですよね、15款。ここで委託料のところ300万円何がし、被災地情報化推進事業委託料、これは具体的にどういう事業なのか。

それから工事請負費、FM放送施設整備工事とありますが、これは対象エリア、それから工期、それから放送受信率、この3点についてちょっとお伺いしたい。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（澤館和彦君） お答えいたします。

委託料のほうですけれども、この被災地域情報化推進事業業務委託料、これは浪板地域で縦貫道の下の方集団地なんです、あそこ11世帯分ございますけれども、ここにテレビの受信が可能となるような協聴施設を整備するという事業になってございます。

それからFM施設の整備工事ですけれども、これは赤浜ですか、あそこの筋山のところにFMのアンテナを立てまして、それでFMでもってIBC放送とFM岩手ですか、これの電波を出してラジオの視聴を可能とするものでございまして、地域といたしまし

ではおおむね町内全域、吉里吉里と浪板除きますけれども、全域ということにことになってございます。金沢とか小鎚のほうにつきましてはケーブルテレビでFM聞けますので、こちらの部分を含めると、あと吉里吉里と浪板は山田から電波から来ていますので、ですので全てのエリアがこのラジオの視聴が可能になるというための設備を整備するものでございます。

工期につきましては、ことし補正予算措置していただきましたら、実際の整備は来年6月から7月ということになると思いますので、放送も大体その時期になると見込んでございます。

○議長（小松則明君） 及川 伸君。

○10番（及川 伸君） FMに関しては、わかりました。民放波ということで、娯楽性が高くなっていいなという感じはするんですけども、今回事業仕分けやっている中でケーブルテレビという話が、きのうも某議員から一般質問がありまして、今後町内の有線放送の中でも放送内容、コンテンツについてどうしていくかというところをやっぱり包括的に協議を加えて、それで放送もこれをテレビとそれからラジオ短波、こういったものを含めて防災としてのツールにしていく必要が私は個人的にあるんじゃないのかと。

ですから、今放送エリアとして浪板、それから吉里吉里地区、これは議会放送が流れていない。それから、一部桜木町、大ケ口地区、こういったところにもあれだけの世帯数がありながら放送されていないというのは、これは大きなデメリットじゃないのかなという気がしているんですよ。そうした場合に、やはりそういうところを積極的に議会放送が映るようにするのが行政の役割、情報格差の是正、こういったものをやっぱりもうちょっと注視して検討を加えていく必要があるんじゃないのかという気がするんですね。

被災前にはいろいろと各省庁でケーブルテレビを推進してきて、総務省などでは地域情報化……。

○議長（小松則明君） 及川議員、質問の趣旨が少しずれてきましたので、簡潔に。

○議長（小松則明君） わかりました、簡潔に。

ですからそういった放送、防災含めて娯楽性のものを含めて包括的にこれから協議を内部でやっていただきたいというような要望を加えて、終わります。何かご意見あったら。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○総務課長（澤館和彦君） お尋ねになられました点、大きく分けますとケーブルテレビのコンテンツの充実の話、それから情報格差の是正の話だと思いますけれども、CATVのコンテンツの充実につきましては、きのう部長から答弁申し上げましたとおりケーブルテレビがそもそも難視聴対策だったということで、そこに自主放送が必要だということで流している経緯がございます。ただそうは言っても、それが町民の間では親しまれているところもありますので、これからCATVを、きのうも申し上げましたとおり公共施設として整備していくといったことを考えるときに、議会放送だけではなくてできるだけあるツールを使って効果的な広報ができるようなあり方については検討してまいりたいと考えてございます。

それから、議会が流れていない地域につきましても、先ほどの答弁とちょっとかぶってしまいますけれども、ネットを活用してやるとかそういったものを含めて、今後のあり方というのをあわせて考えていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

2項復興推進費。進行いたします。

4項復興農林水産業費。進行いたします。

6項復興土木費。進行いたします。

7項復興都市計画費。進行いたします。

16ページ上段。7項復興都市計画費。進行いたします。

8項復興用地建築費。進行いたします。

12項復興支援費。

質疑を終了いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第104号平成27年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第105号 平成27年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第105号平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入です。

3款国庫支出金2項国庫補助金、補正額800万円は、柵内地区雨水排水路詳細設計業務委託料に伴う社会資本整備総合交付金です。

8款1項町債、補正額1,100万円の増は、委託料増額補正に伴い下水道事業債を増額するものです。

2ページ目をお開きください。歳出です。

2款下水道事業費1項下水道整備費、補正額1,900万円の増は、柵内地区雨水排水路詳細設計業務委託料です。

3ページ目をお開きください。

第2表繰越明許費です。追加です。

2款下水道事業費1項下水道整備費。事業名柵内地区雨水排水路整備事業、金額1,900万円は、今回増額する補正額全額を来年度に繰り越すものです。

4ページ目をお開きください。

第3表地方債補正です。変更です。

起債の目的、下水道事業。補正前の限度額5億1,750万円を、補正後は1,100万円増額して限度額5億2,850万円に変更するものです。起債の方法、利率償還のほうにつきましては、補正前と変更ございません。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億1,786万3,000円とするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表繰越明許費、追加。進行いたします。

4ページをお開きください。第3表地方債補正、変更。進行いたします。

7ページをお開きください。歳入3款国庫支出金2項国庫補助金。進行いたします。

8款町債1項町債。進行いたします。

歳出に入ります。2款下水道事業費1項下水道整備費。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第105号平成27年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時44分

○

再 開

午前11時51分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま議案1件、及び請願審査報告書2件が追加提出されました。

会議規則第22条の規定によりこれを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第106号 大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定について

○議長（小松則明君） 追加日程第1、議案第106号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（澤舘和彦君） 平成27年第4回大槌町議会定例会における追加議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第106号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定については、

大槌町沿岸営農拠点センター設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者に管理させるものであります。

以上提案理由を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 次に、内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 議案第106号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、大槌町沿岸営農拠点センターであります。指定管理者の所在地は花巻市野田316番地1、名称は花巻農業協同組合であります。指定期間は、平成27年12月18日から平成30年3月31日まであります。

次のページをお開き願います。指定管理を行う施設の概要等をご説明いたします。

まず施設の概要であります。名称及び所在地はさきに申し述べたとおりであります。設置の目的は、地域農業者の経営技術、生産技術等の向上の拠点の用に供するためでございます。施設の規模等についてであります。建物構造は鉄骨づくり2階建て、建築面積は1階が866.82平米、2階が196.20平米、敷地面積は3,556.83平米、設置日は本年12月11日で、施設内容は駐車場のほか1階が産直施設、製品等加工質及びレストラン、2階が営農研修室となっております。

次に、指定する団体の内容であります。名称及び所在地はさきに申し述べたとおりであります。代表者は代表理事組合長高橋専太郎、設立年月日は平成10年3月1日、基本財産は本年2月末現在で103億4,095万円、従業員数は本年2月末現在で712名となっております。主な事業内容は、信用、共済、購買、販売、産直、指導、福祉の各事業であります。

次に、指定管理者の行う業務の範囲についてであります。地域農業に係る研修の場を提供するなどの施設の事業目的に関する業務、施設の保守点検及び修繕などの施設の保持及び保全に関する業務、事故等緊急時及び災害時の対応など天災その他緊急事態の発生時における危機管理に関する業務、施設利用者数の把握などその他の業務であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ここは、農協が管理することなんですけれども、この施設の使い方についてちょっと、会議とか集会とかそういう面でいろいろな団体も使えたら

いいなと考えますが、地域の芸能からさまざまあるわけなんですけれども、この会議施設等の使用等に制限はありますか。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） お答えします。

設置の目的は営農の拠点ということで、農業関係の施設ということで2階部分は研修室になってございます。議員の一般開放という話は、迫又の地域の方々から「あそこを利用できないのかな」というような声があるというのはこちらでも把握してございまして、議決のほういただければ、今後協定書を町と農協のほうで締結となりますが、その中にリスク分担ということで、そのリスク分担の中に地域との協調という部分もその中に入れております。したがって復興に伴いまして、震災からの復興が図られる間地域といたしますか、集会施設として利用がなかなか地域にないという場合にはその地域貢献という部分を活用して、どうかそういった拠点施設の付近にある例えば自治会等の利用の場合、その辺そういった形でどうか活用させていただきたいということで、こちらのほうとしてもお願いといたしますか、してまいりたいということで考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 地方自治法244条の中で、「住民が公の施設を利用することを拒んではならない」というこういうこともありますし、町内にはいろいろな郷土芸能を初めとした練習場所が不足している。そういうこととか、あとは各種団体の寄り合い、そういうことが現在不足している状況にもありますので、その辺ちょっと利用範囲を、その管理時間、その業務、そういう状況も踏まえながらできる限り公に利用できるような施設であってほしいなと思いますけれども、その辺考えは。

○議長（小松則明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三浦大介君） 議員ご指摘の公の施設の規定、先ほど議員もおっしゃいましたが、地方自治法第244条第1項の規定に確かでございます。この場合の「住民の福祉を増進する目的を持って」という部分の「住民」という部分の解釈でございますが、町内全域の住民全部を対象とするものでなくても、合理的に一定の範囲の限られた住民、今回の場合は農業者の方の拠点ということの意味もあって、合理的に一定の範囲に限られた部分であってもそれは公の施設としての解釈に問題はないというふうに示されておりますので、基本的には農業者の方の利用に付したいということの目的のものと施設だということでご理解のほういただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第106号大槌町沿岸営農拠点センターの管理を行う指定管理者の指定について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

#### 追加日程第2 請願審査報告

○議長（小松則明君） 追加日程第2、請願審査報告を議題といたします。

請願第3号源水集会所設置に関する請願書について、総務常任委員長の報告を求めます。芳賀 潤委員長、ご登壇お願いいたします。

○13番（芳賀 潤君） 請願第3号源水集会所設置に関する請願書について審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、12月15日に委員会を招集し、審査をしました。源水地区には、震災前からの住民に加え災害公営住宅へ入居された住民、また新たに住宅再建し移り住まれた住民など地区内の人口は増加し、それと同時に高齢の方々も急増しております。このような現状から、地域コミュニティ形成の場として集会所のニーズが高まっています。復興まちづくりの観点から、源水地区への集会所の設置が急務であるとの認識に立ち、本委員会はこれを採択することと決定いたしました。審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

請願第3号源水集会所設置に関する請願書についてを採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、請願第4号T P P交渉の大筋合意についての対応に関する請願について、産業建設常任委員長の報告を求めます。東梅委員長、ご登壇お願いいたします。

○9番(東梅康悦君) 請願第4号T P P交渉の大筋合意についての対応に関する請願について審査結果を報告いたします。

本請願については、今期定例会において付託されておりましたが、12月15日に委員会を招集し、審査いたしました。環太平洋パートナーシップいわゆるT P P協定に関し、交渉12カ国閣僚会合において協定の大筋合意に至ったとされています。しかしながら、いまだその全容は国民に示されておりません。さらには、日本国内の農林水産業分野での国民生活への、あるいは生産基盤の弱い地方の経済や生活などへの大きな影響が懸念されています。生産農家が、将来にわたり夢と希望と誇りを持って営農に取り組めるよう、農業政策の確立と地域経済を守ることが大きな課題であるとの認識に至り、委員会はこれを採択することと決定いたしました。審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(小松則明君) お諮りいたします。本案は付託案件でありますので、質疑を終結したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) ご異議ありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、請願第4号T P P交渉の大筋合意についての対応に関する請願についてを採決いたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。暫時休憩いたします。

休 憩

午後 0時05分

○

再 開

午後 0時11分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま発議案2件が追加提出されました。会議規則第22条の規定によりこれを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○

追加日程第3 発議案第3号 源水集会所設置を求める意見書（案）の提出について

○議長（小松則明君） 追加日程第3、発議案第3号源水集会所設置を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 発議案第3号、提案理由の説明を行います。

源水集会所設置を求める意見書（案）の提出について説明いたします。

本件につきましては、今期定例会において請願第3号として提出され、先ほどの本会議において採択されましたことから、意見書を提出することにいたしました。

提案の趣旨は意見書（案）のとおりでございますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） ご異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第3号都源水集会所設置を求める意見書（案）の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

追加日程第4 発議案第4号 TPP交渉の大筋合意についてに対応した農業政策確

立と地域経済を守る政策の確立を求める意見書（案）  
の提出について

○議長（小松則明君） 追加日程第4、発議案第4号T P P交渉の大筋合意についてに対応した農業政策の確立と地域経済を守る政策の確立を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 発議案第4号の提案理由の説明を行います。

T P P交渉の大筋合意についてに対応した農業政策の確立と地域経済を守る政策の確立を求める意見書（案）の提出について、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、今期定例会において請願第4号として提出され、先ほど本会議において採択されましたことから、意見書を提出することといたしました。提案の趣旨は意見書（案）のとおりでございますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） ご異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第4号T P P交渉の大筋合意についてに対応した農業政策の確立と地域経済を守る政策の確立を求める意見書（案）の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

以上で、本定例会に付議されました議案審議は全て終了いたしました。よって、平成27年第4回大槌町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後0時16分

上記平成27年第4回定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員